

改正農地法等の概要について

1. 改正の背景

課題

穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安等

食料の多くを海外に依存するわが国は国内の食料供給力を強化する必要

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、有効利用を図る必要

制度見直し

農地面積の減少を抑制する等により農地を確保

制度の基本を「所有」から「利用」へ

展望

国内の食料生産の増大を通じ、国民に対する食料の安定供給を確保

2. 政府提出法案の概要

農地の確保対策の強化

農地貸借規制の緩和～条件付きで一般の株式会社等の参入容認～

下限面積要件の弾力化(地域の実情により農業委員会が判断)

面的集積促進の新たな仕組み導入(農地集積円滑化事業)

農業生産法人の要件緩和(構成員・出資要件)

遊休農地対策の強化

小作地所有制限の撤廃等

標準小作料制度の廃止

20年超の長期賃貸借(50年)の導入

相続税納税猶予制度の見直し(農地を貸しても納税猶予の対象とする)

3. 衆議院修正法案の概要

目的規定(法第1条)に「地域資源としての農地の位置づけ」、「効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得の促進」、「耕作者の地位の安定」を明記

権利移動規制(法第3条)に「地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営をおこなうこと」、「法人の場合、業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すること」を明記

検討事項(法附則第19条)に「農地制度における農業委員会の役割に鑑み、農業委員会の組織及び運営について検討し、必要な措置を講じる」と明記